〇指導・助言の対象者への周知文書（案）

委員限り

資料Ｂ－２

令和　　年　　月　　日

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の皆様へ

～政治資金監査の質の向上を図るため、
個別の指導・助言の取組を実施しています～

今回あなたが該当した誤りの事例は以下の通りです。

□　（都道府県選管の最初の受付時）収支報告書と領収書等の写しとで、金額の不整合があった。

→金額の多寡にかかわらず、会計帳簿とすべての支出に係る領収書等とを突合してください。

同封の文書を必ず御確認ください。

政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであるような誤りがあると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという制度への信頼を損なうおそれがあります。

適確な政治資金監査を行っていただくために

①研修への参加

令和●年●月●日（●）から実施する（している）フォローアップ研修を積極的に受講いただくようお願いします。
→【参考１※作成中】をご参照ください。

②チェックリストの活用

政治資金監査の実施に当たっては、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご活用ください。
→【参考２】、【参考３】をご参照ください。

③不明点の問い合わせ先

政治資金監査の実施に当たってご不明な点がございましたら、政治資金適正化委員会事務局（03-5253-5598）へお気軽にお問い合わせください。

政治資金適正化委員会事務局
TEL：03-5253-5598

〇指導・助言の対象者への周知文書（案）

※　複数の誤りに該当がある場合の例

令和　　年　　月　　日

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の皆様へ

～政治資金監査の質の向上を図るため、
個別の指導・助言の取組を実施しています～

今回あなたが該当した誤りの事例は以下の通りです。

□ （都道府県選管の最初の受付時）収支報告書上に金額の不整合があった。

→収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認してください。

□ （都道府県選管の最初の受付時）収支報告書と領収書等の写しとで、金額の不整合があった。

□ （都道府県選管の最初の受付時）収支報告書と領収書等の写しとで、年（領収書等の写しの年）の不整合があった。

→会計帳簿とすべての支出に係る領収書等とを突合するとともに、会計帳簿から収支報告書に記載すべき事項が漏れなく転記されているかどうかを確認してください。

□ 政治資金監査報告書の基本的な構成に不備があった。

→政治資金監査マニュアルにおいて示している、記載例に従った記述としてください。

□ 同一の登録政治資金監査人について、２か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。

□ 同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。

同封の文書を必ず御確認ください。

政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであるような誤りがあると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという制度への信頼を損なうおそれがあります。

（裏面に続く）

適確な政治資金監査を行っていただくために

①研修への参加

令和●年●月●日（●）から実施する（している）フォローアップ研修を積極的に受講いただくようお願いします。
→【参考１※作成中】をご参照ください

②チェックリストの活用

政治資金監査の実施に当たっては、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご活用ください。
→【参考２】、【参考３】をご参照ください。

③不明点の問い合わせ先

政治資金監査の実施に当たってご不明な点がございましたら、政治資金適正化委員会事務局（03-5253-5598）へお気軽にお問い合わせください。

政治資金適正化委員会事務局
TEL：03-5253-5598

参考２

政治資金監査チェックリスト

番号	項　　目	Yes	No	該当なし
法第１９条の１３第２項第１号に掲げる事項				
1	**【会計帳簿の保存】** 会計帳簿の現物が保存されているか。	□	□	□
2	**【明細書の保存】** 明細書の現物が保存されているか。	□	□	□
3	**【領収書等の保存】** 領収書等の現物が保存されているか。	□	□	□
4	**【領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存】** 領収書等を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。	□	□	□
5	**【振込明細書の保存】** 振込明細書の現物が保存されているか。	□	□	□
6	**【振込明細書に係る支出目的書の保存】** 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。	□	□	□
法第１９条の１３第２項第２号に掲げる事項				
7	**【領収書等の記載事項】** 領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。	□	□	□
8	**【高額領収書等のあて名】** 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。	□ ↓ 34	□	□
9	**【会計帳簿の記載事項】** 会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	□	□	□
10	**【明細書の記載事項】** 明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	□	□	□

番号	項　　目	Yes	No	該当なし
11	**【会計帳簿と明細書との突合】** 明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。	□	□	□
12	**【会計帳簿と領収書等との突合】** 必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。	□	□	□
13	**【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】** 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。 また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。	□	□ ↓ 15	□
14	**【人件費】** 領収書等（当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。）又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。	□ ↓ 33	□	□
15	**【領収書等亡失等一覧表の記載事項】** 人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。 ・領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出 ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、13による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの	□ ↓ 32	□	□

番号	項　　目	Yes	No	該当なし
16	**【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】** 領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	□	□	□
17	**【会計帳簿を備えていること】** 会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。	□	□	□
18	**【事務所】** 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。	□ ↓ 36	□	□
19	**【他の政治団体に対する支出】** 他の政治団体に対する支出はあるか。	□ ↓ 37	□	□
20	**【寄附等】** 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。	□ ↓ 38	□	□
法第１９条の１３第２項第３号に掲げる事項				
21	**【収支報告書の記載事項】** 収支報告書には、人件費以外の経費の支出（１件当たりの金額が１万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	□	□	□
22	**【収支報告書と会計帳簿との突合】** 領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（１件当たりの金額が１万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。	□	□	□
23	**【収支報告書の検算】** 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。	□	□	□

番号	項　　目	Yes	No	該当なし
法第１９条の１３第２項第４号に掲げる事項				
24	**【領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載事項】** 領収書等を徴し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徴し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	□	□	□
25	**【領収書等を徴し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】** 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徴し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	□	□	□
26	**【振込明細書の確認】** 振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。	□	□	□
27	**【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】** 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。	□	□	□
28	**【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】** 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。	□	□	□
29	**【領収書等を徴し難い事情】** 「Ⅴ．４．（２）領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。	□ ↓ 35	□	□
会計責任者等に対するヒアリング				
30	**【会計処理方法】** 会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。	□	□	□

				なし
31	**【支出項目の区分の分類】** 会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。	□	□	□
32	**【領収書等の徴収漏れ又は亡失】** 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	□	□	□
33	**【人件費】** 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	□	□	□
34	**【高額領収書等のあて名】** 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。	□	□	□
35	**【領収書等を徴し難い事情】** 「Ⅴ．４．（２）領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。	□	□	□
36	**【経常経費のあん分】** 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。	□	□	□
37	**【他の政治団体に対する支出】** 他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。	□	□	□
番号	**項　　目**	**Yes**	**No**	**該当**

				なし
38	**【公職選挙法に抵触する支出】** 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。	□	□	□

参考３

政治資金監査報告書チェックリスト

番号	項　　目	確認	該当なし
基本的な確認			
1	**【日付】** 登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。	□	
2	**【国会議員関係政治団体の名称】** 国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。	□	
3	**【代表者の氏名】** 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。	□	
4	**【登録政治資金監査人の署名】** 登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。	□	
5	**【登録番号】** 登録番号が記載されているか。	□	
6	**【研修修了年月日】** 研修修了年月日が記載されているか。	□	
1　監査の概要			
7	**【（１）定期分の根拠条文】** 定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書」と記載されているか。	□	□
8	**【（１）解散分の根拠条文】** 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第１７条第１項に規定する収支報告書」と記載されているか。	□	□
9	**【（１）政治資金監査対象書類】** 政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載されているか。	□	

番号	項　　目	確認	該当なし
10	**【（３）登録政治資金監査人の責任】** 登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。	□	
11	**【（４）政治資金監査の実施場所】** 政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。	□	□

① 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（１））

2　監査の結果			
12	**【（１）保存対象書類】** 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	□	
13	**【（３）収支報告書の支出状況】** 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	□	
14	**【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】** 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	□	

番号	項　　目	確認	該当なし
3　業務制限			
15	**【業務制限】** 記載例に従って業務制限について記載されているか。	□	

② 会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（２））

2　監査の結果			
12	**【（１）保存対象書類】** 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	□	
13	**【（２）会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】** 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。	□	
14	**【（３）収支報告書の支出状況】** 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	□	
15	**【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】** 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	□	
3　業務制限			
16	**【業務制限】** 記載例に従って業務制限について記載されているか。	□	

③ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（３））

番号	項　　目	確認	該当なし
2　監査の結果			
12	**【（１）保存対象書類】** 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	□	
13	**【（３）収支報告書の支出状況】** 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	□	
14	**【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】** 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	□	
15	**【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】** 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（３）に従って、（別記）が記載されているか。	□	□
16	**【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】** 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（３）に従って、（別記）が記載されているか。	□	□
17	**【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】** 収支報告書と併せて写しが提出される１件当たりの金額が１万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（３）に従って、（別記）が記載されているか。	□	□

番号	項　　目	確認	該当なし
3　業務制限			
18	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	□	／

④ 収支報告書に支出が計上されていない場合（記載例（４））

2　監査の結果			
12	【（１）保存対象書類】 保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。	□	／
13	【（３）収支報告書の支出状況】 収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。	□	／
14	【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。	□	／
3　業務制限			
15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	□	／